

第 5358 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 27日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 配偶者に相続させるのは有利!?

Q：相続税では、配偶者に対する相続税額の軽減という制度があるけど、目一杯使うと損になることもあるよと聞きました。どういことですか？

A：次の相続税額もシミュレーションしてどれぐらい相続するのがいいのか検討するといいでしょう。

【解説】

相続税における「配偶者に対する相続税額の軽減」とは、①配偶者の課税価格が1億6千万円、又は②相続税の課税価格の合計額に配偶者の法定相続割合を乗じて算出した金額とのいずれか多い金額までなら相続税がかからないというものです。

ただし、この規定の適用を受けるには、次の要件を満たさなければなりません。

①相続税の申告期限(相続開始後10ヶ月)までに、遺産分割が終わっていること(未分割であっても、申告期限から3年以内に分割をすれば、更正の請求という手続をすることによって、この規定の適用が受けられる)

②この規定の適用を受ける旨の記載された相続税の申告書を提出すること

ところで、配偶者に対する相続税額の軽減を目一杯使うのがいいのか使わないほうがいいのかですが、これは、配偶者の財産の額によって違いますので、次(配偶者)の相続税がいくらになるのかをシミュレーションしてみて、どれぐらいの財産を相続するのがいいかを判断するといいいでしょう。

